

令和5年度福祉のまちづくり事業助成金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、福祉団体等が四国中央市内で高齢者、障がい者、子育てに関して実施する支援活動や自発的・組織的に実施する社会貢献活動に対し助成金を交付することにより、住みよい福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

(財源及び配分金総額)

第2条 令和4年度赤い羽根共同募金配分金とし、配分金総額は1,900,000円とする。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体は、次に掲げる条件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、福祉の増進を目的とした団体であること
- (2) 継続的に活動しており発展が見込まれる又は今後活動する計画のある団体
- (3) 営利を目的としていないこと
- (4) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立していること
- (5) その他、会長が認めた団体

2 前項に該当する団体であっても、当該団体が次の各号に掲げる事項に該当するときは、助成金の交付対象としない。

- (1) 政治活動（選挙活動を含む）、宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 会員の親睦を目的として活動しているサークルや趣味の団体
- (3) 団体の事務局が行政機関、学校等にあり、かつその事務を各機関職員が主として行っている団体
- (4) 前3号の掲げるもののほか、四国中央市社会福祉協議会会長（以下「会長」とする。）が不適当と認める事業、団体

(助成対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 団体の特性を生かした創造的・先駆的事业で、市民を対象としたものであること
- (2) 市民のニーズを的確に捉えたものであること
- (3) ボランティア活動の資質向上のための研修会等事業
- (4) イベント等の交流会事業
- (5) その他、会長が認めた事業

(助成の対象となる経費)

第5条 印刷製本費、消耗品費や通信運搬費など事業を実施するために必要な経費（別表1）とする。

2 人件費、飲食費や会員の親睦・娯楽等を目的とする経費は、対象としない。

(助成金の額)

第6条 助成金額は1団体につき6万円を限度とし、助成事業の予算の範囲内で申請団体の件数、活動内容などにより決定する。

(申請方法)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、福祉のまちづくり助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、会長に申請しなければならない。

(募集期間)

第8条 令和5年6月1日～令和5年6月30日とする。但し、配分総額に満たなかった場合は再募集等も協議する。

(助成決定及び交付)

第9条 会長は、第7条の申請を受けたときは、申請書に基づき審査及び聞き取り調査等を行い、助成事業の目的、内容が適正であると認めるときは、助成金の交付を決定する。

- 2 会長は、申請のあった全団体に対し決定通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 会長は、前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、指示又は条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 団体は、第9条第2項の通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件によることができないときは、書面をもって当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(請求)

第11条 第9条第2項の通知を受けた団体は、助成金請求書(様式第3号)により、7月末までに請求するものとする。再募集等を行う場合の請求期間は別途協議のうえ定める。

(事業報告)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、事業実施完了後速やかに、または、翌年度の4月末までに事業実施報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 助成を受けた事業が、次のいずれかに該当した場合には助成を減額又は取り消す場合がある。また、交付された助成金に関しては返還しなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 団体の活動及び事業内容が目的外と認められたとき
- (3) 申請書に重大な虚偽があったとき

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表 1 (第 5 条関係)

科 目	内 容
諸 謝 金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅 費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等
賃 借 料	事業に必要な会場の使用料、車両の借上げ料等
損 害 保 険 料	事業に必要な保険料
需 用 費	事業に必要な消耗品、印刷代、コピー代、通信料、材料代、燃料費
備 品 購 入 費	事業に必要な備品